

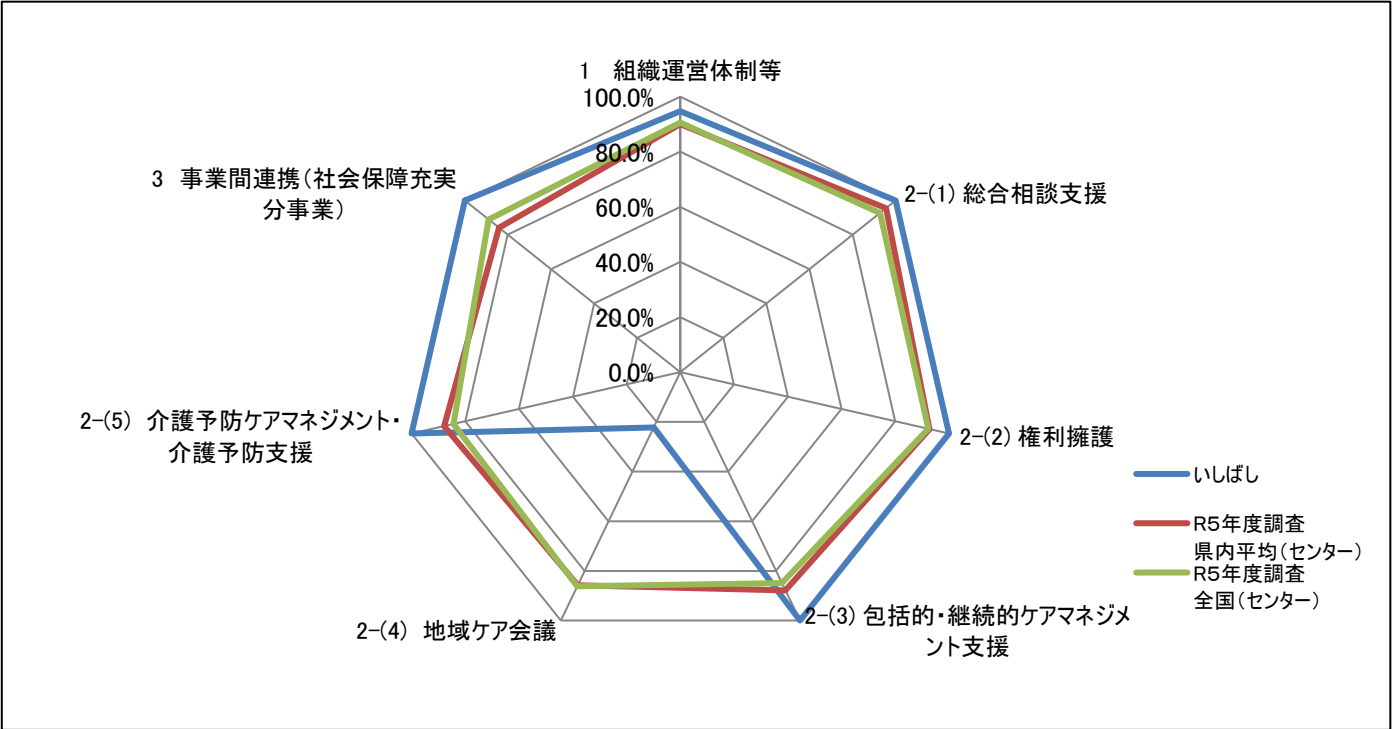
1. 地域包括支援センターの事業評価とは
- 平成30年度（2018年度）の改正介護保険法において、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされました。（介護保険法第115条の46関係）
- このため、国において、全国で統一して用いる評価指標を策定し、市町村は地域包括支援センターの人員体制及び業務の実施状況を把握し、その結果に対する介護保険運営協議会（地域包括支援センター運営協議会）等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を図っております。
2. 評価の対象年度
- 2023年（令和5年）度
3. 評価の対象事業等
- (1) 組織・運営体制等
- ①組織運営体制 ②個人情報の保護 ③利用者満足の上
- (2) 個別業務
- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④地域ケア会議
- ⑤介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
- (3) 事業間連携
- ①社会保障充実分事業
4. 実施方法
- センターによる自己評価
- 「地域包括支援センター運営状況調査票」を用いて、自己評価を実施。

5. 事業評価結果一覧

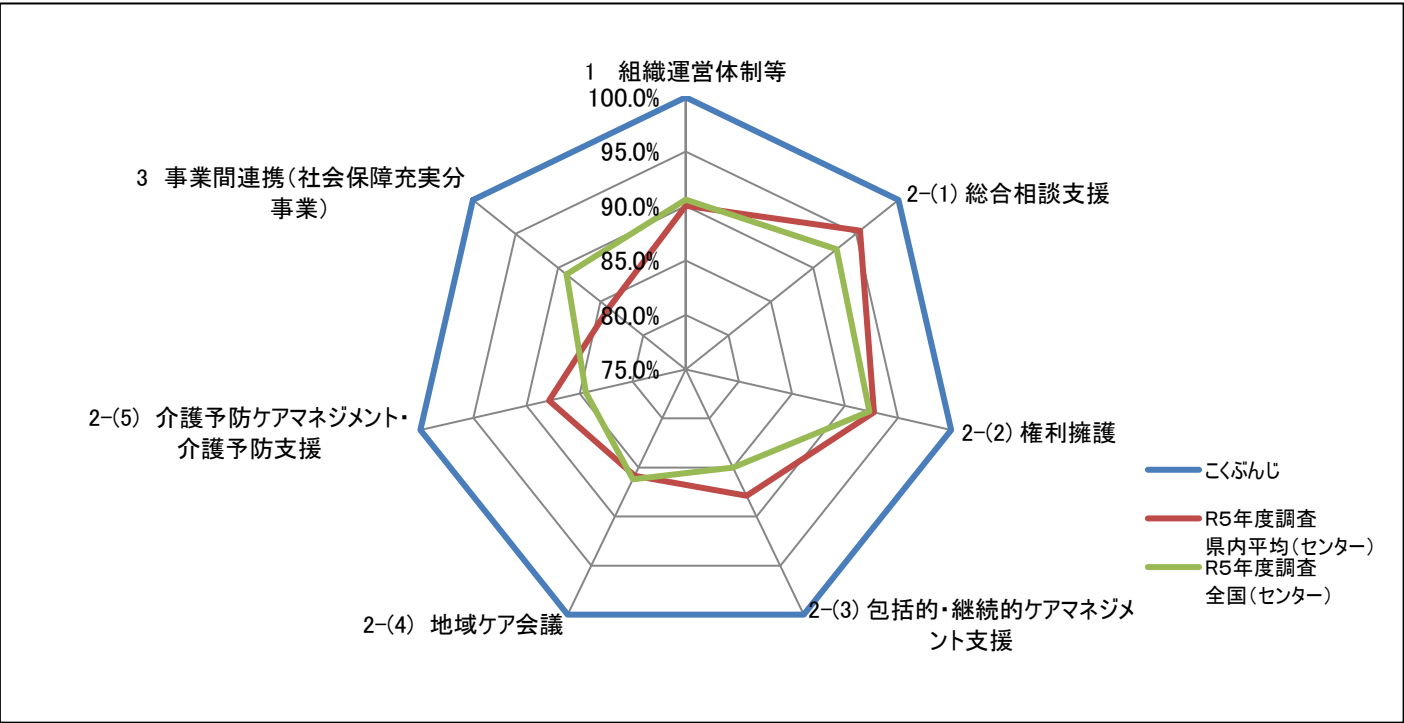
下記に示すレーダーチャートに示されている「7項目」の数値は、「業務チェックシート」にて入力した評価設問の平均値です。

		いしばし	こくぶんじ	みなみかわち	R5年度調査 県内平均 (センター)	R5年度調査 全国（セン ター）	(参考)R4年度調 査 センター
1	1 組織運営体制等	94.7%	100.0%	100.0%	90.0%	90.6%	89.6%
2	2-(1) 総合相談支援	100.0%	100.0%	100.0%	95.5%	92.7%	91.5%
3	2-(2) 権利擁護	100.0%	100.0%	100.0%	92.7%	92.3%	91.0%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	100.0%	100.0%	87.9%	85.0%	82.0%
5	2-(4) 地域ケア会議	22.2%	100.0%	100.0%	85.9%	86.2%	84.0%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	100.0%	100.0%	87.9%	84.4%	83.2%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	100.0%	100.0%	84.0%	89.0%	86.9%

■ いしばし



■ こくぶんじ



■ みなみかわち

